

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月29日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 木 田 綾 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月 4日 午前 9時00分から 令和 8年 9月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月18日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年10月 9日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 9月24日 午前 9時00分から 令和 8年 9月25日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 7月29日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 360, 000 2, 688, 000	一括	672, 000	64, 622	11, 811
1	1, 800, 000				
2	1, 560, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 水戸市中丸町字中丸 |
| | 地 番 | 210番40 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 380.95平方メートル |
| 2 | 所 在 | 水戸市中丸町字中丸210番地40 |
| | 家屋 番号 | 210番40 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 74.17平方メートル
2階 54.54平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月 1日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 木 田 綾 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件共有者Aが占有している。同人所有の売却対象外未登記建物（種類：居宅、構造：木造瓦葺平家建、床面積：約54平方メートル）が本件土地上に存在する。

【物件番号2】

本件所有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地（地番210番11）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 水戸市中丸町字中丸
地 番 210番40
地 目 宅地
地 積 380.95平方メートル

共有者 B 持分2分の1
共有者 A 持分2分の1

2 所 在 水戸市中丸町字中丸210番地40
家屋 番号 210番40
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建
床 面 積 1階 74.17平方メートル
2階 54.54平方メートル

所有者 A



令和 7 年（ケ）第 110 号
令和 7 年 10 月 31 日受理
令和 8 年 1 月²⁰日提出
（評価人 佐野俊夫）

現況調査報告書

水戸地方裁判所

執行官 粉 川 宗 尚

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 水戸市中丸町字中丸
地 番 210番40
地 目 宅地
地 積 380.95平方メートル
共有者 B 持分2分の1
共有者 A 持分2分の1
- 2 所 在 水戸市中丸町字中丸210番地40
家屋 番号 210番40
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建
床 面 積 1階 74.17平方メートル
2階 54.54平方メートル
所有者 A



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	■（住居表示未実施） □		
土地	物件1		
現況地目	■宅地（物件 ） □公衆用道路（物件 ） □（物件 ）		
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本件土地に下記建物を所有し、占有している。 □物件 の土地は公衆用道路として使用されている。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	□ない ■ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	目的外の未登記建物等の存在から物件西側にある道路に出ることが困難となっており、公道に至るため及び排水管敷設のため、売却対象外の土地(地番210番11)を賃借し、利用している。		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点異なる（□主たる建物 □附属建物）。 □種類： □構造： □床面積：		
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	1階廊下の床板に剥離が認められるほか、同階和室の床板が軟弱となっておりたわみが生じている。 また、階を問わず壁紙の一部に亀裂が生じている。		
執行官保管の仮処分	■ない { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 □ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

目的外建物の概況（物件 1 関係）	
所 在	水戸市中丸町字中丸 210 番 40
家 屋 番 号	■ない（未登記） □
種 類	■居宅 □店舗 □共同住宅 □工場 □倉庫 □
構 造	木造瓦葺平家建
床面積(概 略)	1 階 約 54 平方メートル 2 階 平方メートル 3 階 平方メートル
所 有 者	■土地所有者（A） □その他の者（ ） □不明
建 築 時 期	■昭和 51 年 月 日ころ □不明
建 築 者	□現所有者 ■その他の者（ C ） □不明
そ の 他 の 事 項	

（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 3 枚目 ）

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (本件所有者)	1 本物件に（は）、 (1) 私とその家族が使用（占有）しています。 (2) 新築以降の増改築はありません。 (3) 第三者の所有物はありません。 (4) 境界争い等隣地との紛争はありません。 (5) 気になる故障不具合はありません。 (6) 産廃の投棄・埋設や不自然死などの事件事故はありません。 2 土地共有者である B は私の兄弟ですので、私が単独で土地を利用する対価は特に支払っていません。 3 本件土地上に存在する未登記の目的外建物は、私の父である C が建築したもので、築 50 年は経過していると思います。 しかし、本件建物を新築したことから 20 年以上空き家となっています。 なお、この目的外建物は、私が単独で相続しているという認識であり、その点については他の相続人も異論ないはずです。 4 口頭契約となりますが、隣地である 210 番 11 の地主さんに月額 7,000 円を支払い、排水管を通させてもらっていると同時に、公道への出入りにも利用しています（期間は無期限とのこと。）。 【現地聴取要旨】

（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 4 枚目 ）

執行官の意見

- 1 本件における各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地・建物の占有状況については、所有者の陳述及び上記現場の状況等を考慮して、2枚目記載のとおり認定した。

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年11月4日(火)	当 庁	役場（所）照会（照会書郵送）
令和7年12月11日(木)	当 庁	所有者照会（照会書郵送）
令和7年12月24日(水) 12:50-14:10	物件所在地	立入調査 占有調査 図面作成・写真撮影 ☐ 債務者・ ☒ 所有者・ ☐ か ら聴取 評価人同行
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に 解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

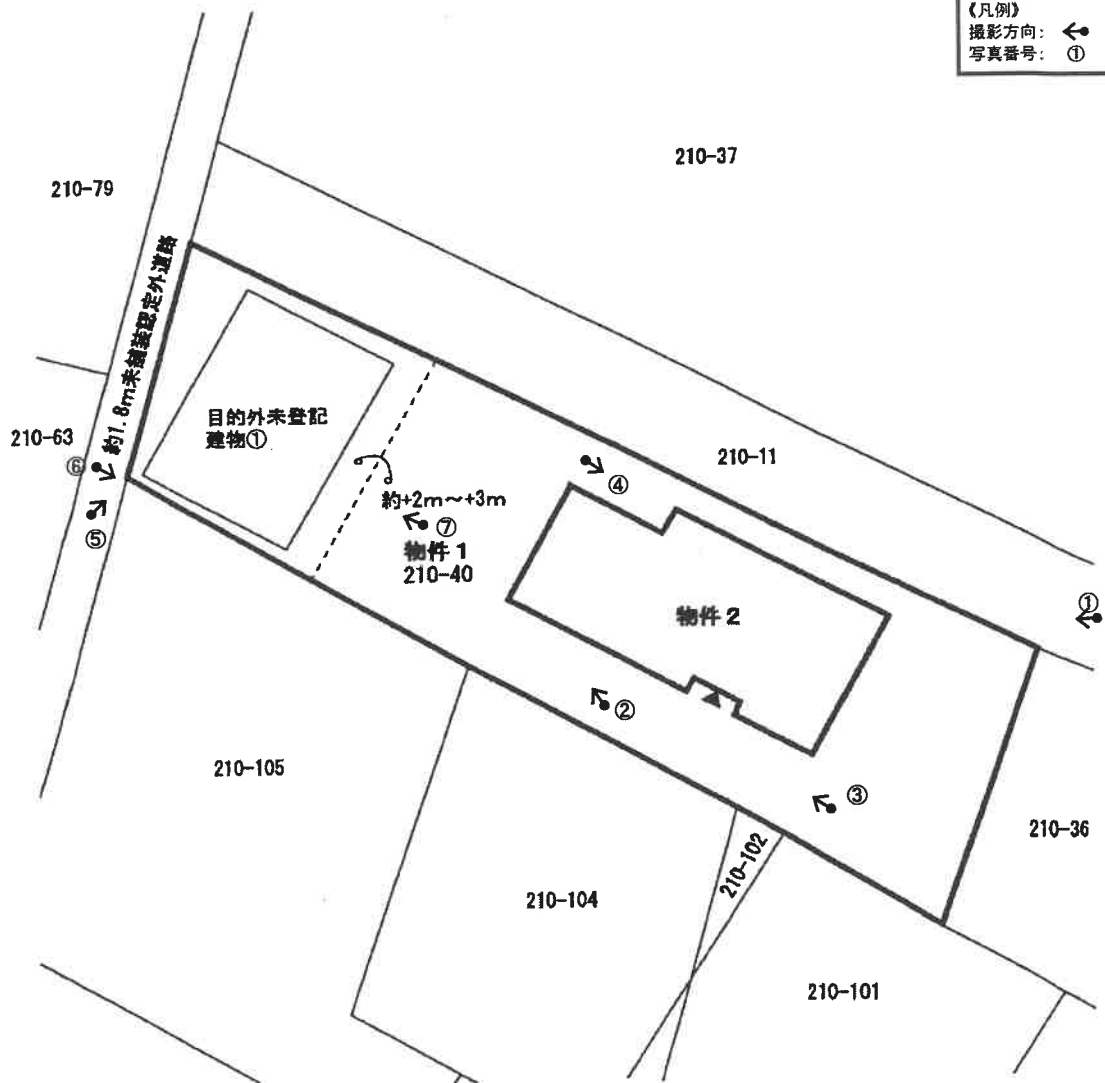
（注） チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（ 6 枚目 ）

土地建物位置関係図

事件番号	7年(ケ)110号
物件番号	1・2



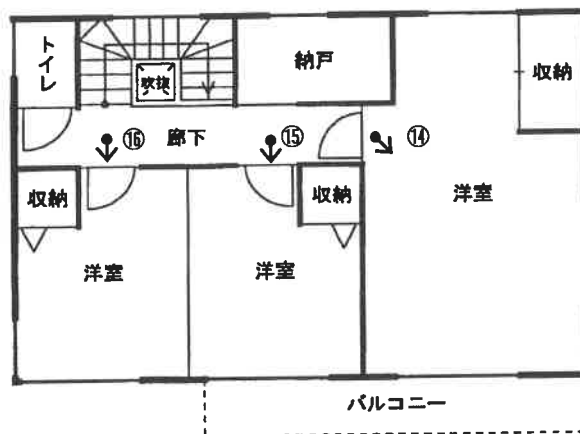
《凡例》
撮影方向: ←
写真番号: ①



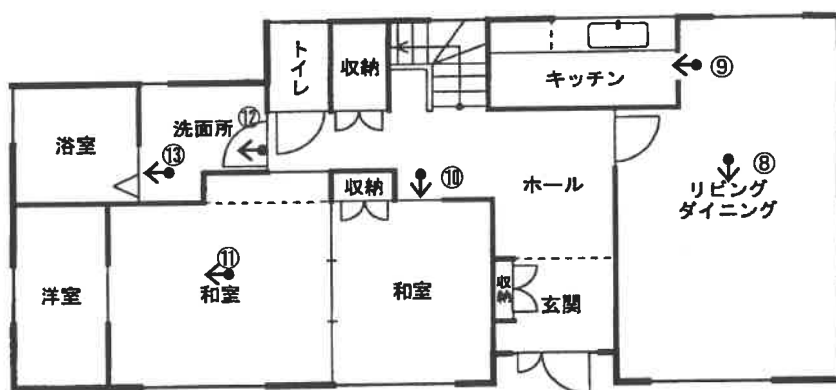
この図面は、
地図（法第14条第1項）及び現地調査等により作成した物件の形状・配置の概要図です。

間 取 図

事件番号	7年(ケ)110号
物件番号	2



2階 床面積：54.54㎡



1階 床面積：74.17㎡

※間取図と現況が異なる場合は現況優先となります。
(建具等については一部推定)

《凡例》
撮影方向： ←
写真番号： ①

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



写真14



写真15



写真16



令和 7年（ケ）第 110号
令和 7年10月31日 受 命
令和 7年12月24日 現地調査
令和 7年12月25日 評 価
令和 8年 1月 5日 提 出

水戸地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
佐 野 俊 夫

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3, 3 6 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 8 0 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 1, 5 6 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2等のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
特記事項			
物件1西側に以下の目的外未登記建物①が存する。当該建物は適切な管理がなされていないまま放置されており、また、建物周辺に蔦や樹木が鬱蒼とし近寄れないため、以下は目視を中心とした推定による記載である。 木造瓦葺平家建 居宅 床面積（推定）約54㎡ 昭和51年頃建築（関係人陳述） 所有者（物件2建物所有者と同じとの関係人陳述あり）			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR常磐線「赤塚」駅の北方・道路距離約1km 最寄バス停「南中丸」の北方・約400m（徒歩約5分）	
付 近 の 状 況	赤塚駅北方に位置する街路が狭隘で開放感にやや欠ける既成住宅地域。地勢が起伏しており、本件土地周辺は低地かつ北方に緩傾斜している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 指定 40% 指定 80% 建築基準法第22条指定区域 水戸市立地適正化計画、水戸市景観計画 水戸市屋外広告物条例
画 地 条 件	地積 : 380.95㎡（登記簿） 間口 : 約10m 奥行 : 約36m{地図（法第14条第1項）} 形状 : ほぼ台形 地勢 : 高低差あり（周辺地とも高低差あり） 高低差：接面道路と概ね等高 接面道路との関係：中間画地 ※ 目視では隣地境界が確認できない境界不分明な土地であることから、上記は各種図面・ネット上の航空写真・一部外周の把握による概況である。	
接面道路の状況	西側約1.8m未舗装認定外道路（建築基準法第42条第2項道路） ※ セットバックを要する道路 建築基準法上の道路に係る記載は市建築指導課の陳述による。	
土地の利用状況等	物件1は物件2及び目的外建物の敷地として利用されている。接面道路沿いに存する目的外建物付近に比べて物件2が存する部分は約2～3m程度高くなっている。 目的外建物や樹木等で鬱蒼としているため、現状では接面道路側から出入りできないことから、北側隣地（210番11）の一部を有償で借りているとのことである（関係人陳述より／現況調査報告書参照）。 建物の配置等は別添土地建物位置関係図のとおり。	

供給処理施設	上水道：不明（前記借地経由と推定される／特記事項参照） 都市ガス：なし 下水道：あり（前記借地経由と推定される／特記事項参照） ※ 現状の供給処理施設利用（特に上水道）維持のためには、隣接地（210番11）の利用が前提となっていることに留意すべきである。 （注1）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 （注2）本件土地内私設管等の埋設状況については不明である。 （注3）実際の接続・利用の可否、それに伴う各種の費用負担・手続き等については、関係各所においての詳細調査を要する。
特記事項	①市給水課備付図面及び陳述によれば、東方公道埋設公設管から前記隣接地（210番11）を経由した私設管により上水道を利用している可能性が高いとのこと。なお、西側道路に公設管の埋設はない。 ②市下水道計画課備付図面及び陳述によれば、東方公道埋設公設管から前記隣接地（210番11）を経由して下水道を利用している可能性が高いとのこと。なお、西側道路には下水道公設管の埋設がある。 ③評価人としての目視等調査には限界があることから、地中埋設物及び土壌汚染対策法に定められた特定有害物質の有無、地盤地質等の把握については、別途専門調査機関による調査を要する。よって、実際に存した場合（産業廃棄物等を含む）における負担額等をすべて担保できるか否かは不明である。 ④物件1土地内に高低差があるほか、北・南側周辺地との高低差もある。境界不分明なため確定はできないが、高さ2mを超える崖（勾配30度を超える傾斜地）が存し当該規定に該当する土地の場合には、崖に関する関連法規を遵守する必要がある。（詳細は関連部署に要確認のこと） ⑤現地調査時は降雨であったが、接面道路周辺の地勢が北方下り緩傾斜であるため、まとまった量の雨水が道路伝いに流れている現象があった。 ⑥周知の埋蔵文化財包蔵地「巡見遺跡」の範囲内に該当するが、調査による見直しにより現在は湮滅になった（水戸市埋蔵文化財センター回答より）。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	平成 9年 6月23日 新築 約28年 約2年
仕 様	構 造 軽量鉄骨造 屋 根 スレート葺 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロス、繊維壁等 天 井 ビニールクロス、合板等 床 フローリング、畳等 設 備 電気・給排水衛生設備等一式 (※1) 仕様は目視確認の範囲によるもので推定を含む。 (※2) 設備については動作確認をしていないため、 使用可能か否かは確定できない。	
床面積（現況）	1階 74.17㎡（登記簿） 2階 54.54㎡（登記簿） 計 128.71㎡	
現 況 用 途 等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 別添間取図のとおり	
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る（以下を目視で確認した）。 ・ 内壁、天井の亀裂や剥離 ・ 床材の剥離	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	①建築計画概要書の記載内容（以下抜粋） 平成9年2月5日 特776 専用住宅 新築 ※ 検査済証交付の記録なし（市建築指導課陳述より） ②目視調査の範囲による限りにおいては、保守管理状態は前記のとおり確認したが、評価人としての調査には限界があるため、建物に係るその他劣化損傷の把握については、別途専門調査機関による調査が必要である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1-イ, 1-ロ (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。なお、物件2・目的外建物の(内訳)敷地面積は1階床面積比により按分した地積を採用した。なお、物件2に係る敷地は1-イ、目的外建物敷地は1-ロと記載している。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1-イ	23,900	0.71	220.45	0.80	2,990,000
1-ロ	23,900	0.71	160.50	0.80	2,180,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 水戸-39

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $32,100\text{円}/\text{m}^2 \times 100.0/100 \times 100/101.0 \times 100/133.2 = 23,900\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：方位+1

◇地域格差：街路条件+11.0 環境条件+20.0

イ 個別格差：方位+2 間口・奥行の関係▲15 高低差▲15 セットバック▲3

ウ 地積：登記記載の地積 (内訳地積)。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮 (建物配置・規模・用途など)

② 物件2 (建物)

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	280,000	128.71	0.08	2,880,000

ア 再調達原価 : 280,000円/㎡

イ 現況延床面積 : 128.71㎡

ウ 現 価 率

経過年数28年, 経済的全耐用年数30年, 経済的残存耐用年数2年, 観察減価及び中古建物の市場性減価20%, 残価率3%, 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し, 現価率を査定した。

・現価率 = {残価率3% + (1-3%) × (経済的残存耐用年数2年 / 経済的全耐用年数30年)} × (1-観察減価20%) ÷ 0.08

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、物件2建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1-イ	2,990,000	0.10 使用借権等	300,000
1-ロ	2,180,000	0.55 法定地上権	1,200,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権等と判定し、その割合を上記のように査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1-イ	2,990,000	-300,000	1.00	0.70	0.70	1,320,000
1-ロ	2,180,000	-1,200,000	1.00	0.70	0.70	480,000
2	2,880,000	+300,000	1.00	0.70	0.70	1,560,000
一括価格（合計）						3,360,000

- ウ 占有減価修正：必要ないと判断した。
- エ 市場性修正：この種の不動産の市場性及び目的物件の個別的要因等を十分考慮したが、以下の理由により、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。
- ・目的外建物の存在
 - ・供給処理施設を隣地経由で利用
 - ・地勢（崖条例の適用可能性等）
- オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。
- (※) 本件評価は現地調査日において目視可能な部分を前提とし、かつ、公共機関の陳述・公開された資料・（陳述が得られた場合には）関係人陳述等に基づいたものである。よって、競売不動産特有の調査上の各種制約等により、把握が困難な流動的要因については、当該競売市場修正に包含されていることに留意されたい。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 水戸-39

所 在：水戸市赤塚2丁目210番32

価 格：32,100円／㎡

位 置：JR常磐線「赤塚」駅1km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：313㎡

供給処理施設：水道, 下水道

接 面 街 路：北西側4m市道

用途指定等：市街化区域 第1種低層住居専用地域（建蔽率40%，容積率80%）

地域の概要：一般住宅のほかアパートも見られる既成住宅地域

第7 附属資料

- 1 物件目録
- 2 物件位置図
- 3 周辺見取図
- 4 地図（法第14条第1項）写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物位置関係図
- 7 間取図
- 8 仮名一覧表

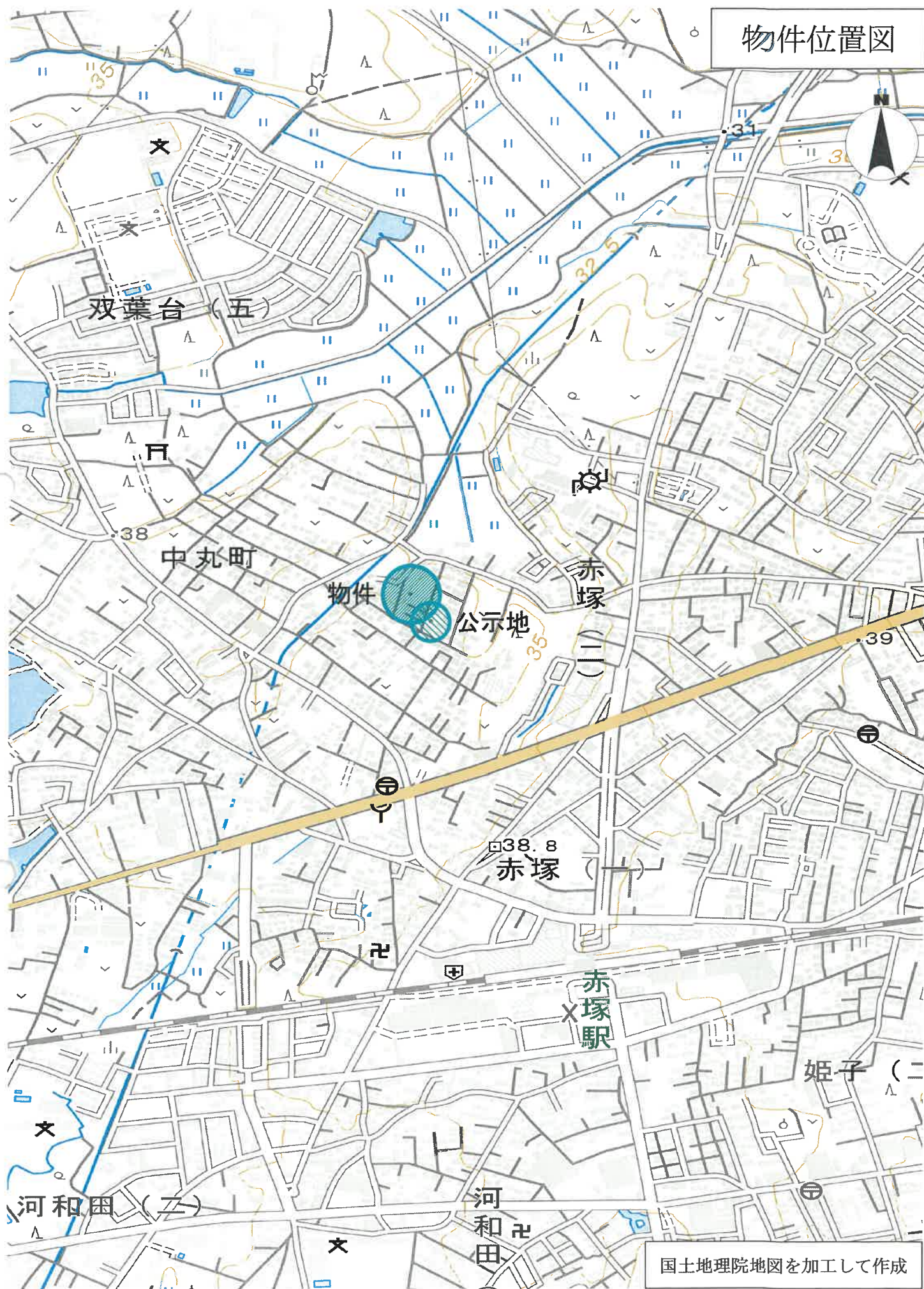
以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 水戸市中丸町字中丸
地 番 210番40
地 目 宅地
地 積 380.95平方メートル
共有者 B 持分2分の1
共有者 A 持分2分の1
- 2 所 在 水戸市中丸町字中丸210番地40
家屋 番号 210番40
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建
床 面 積 1階 74.17平方メートル
2階 54.54平方メートル
所有者 A

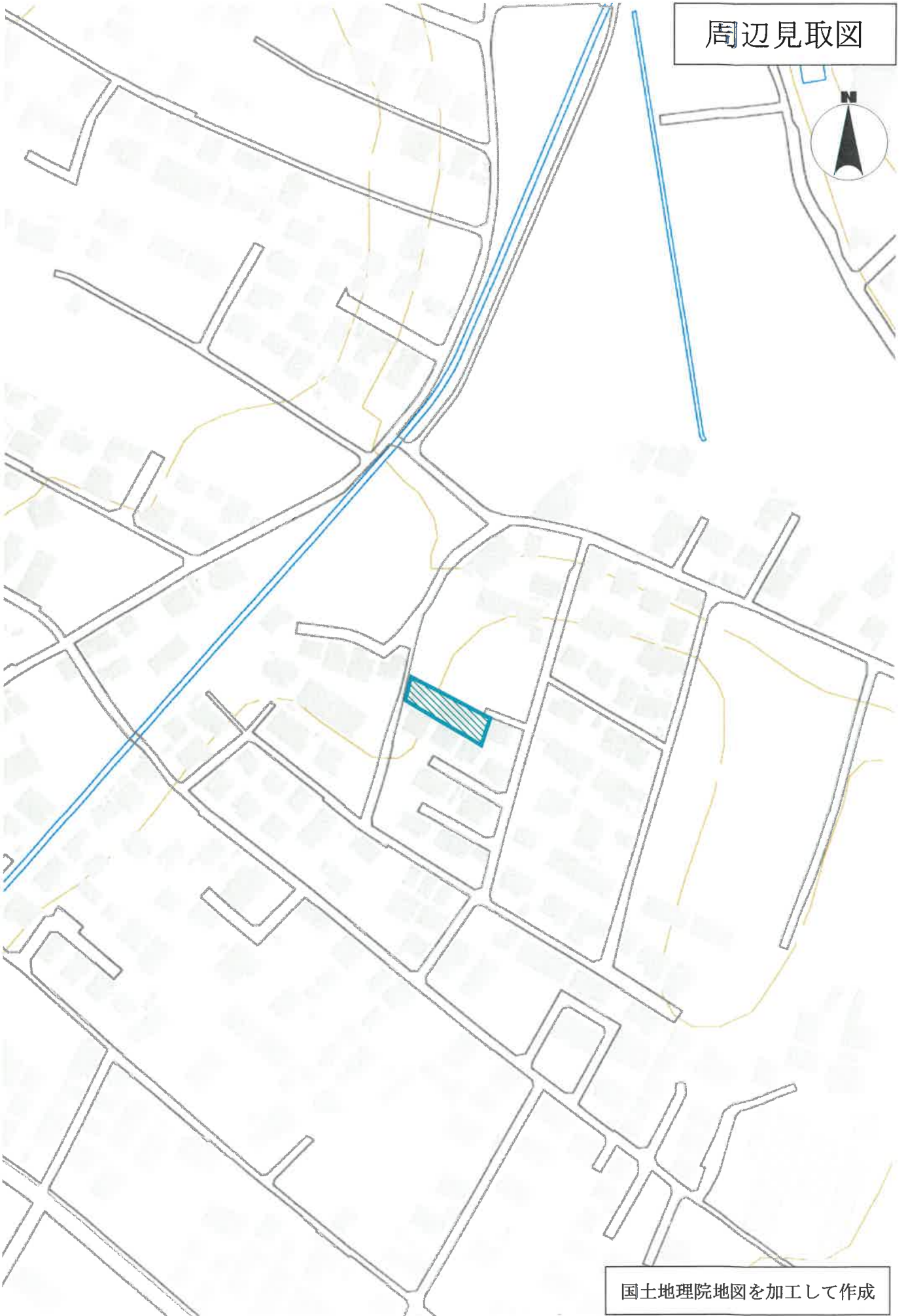


物件位置図



国土地理院地図を加工して作成

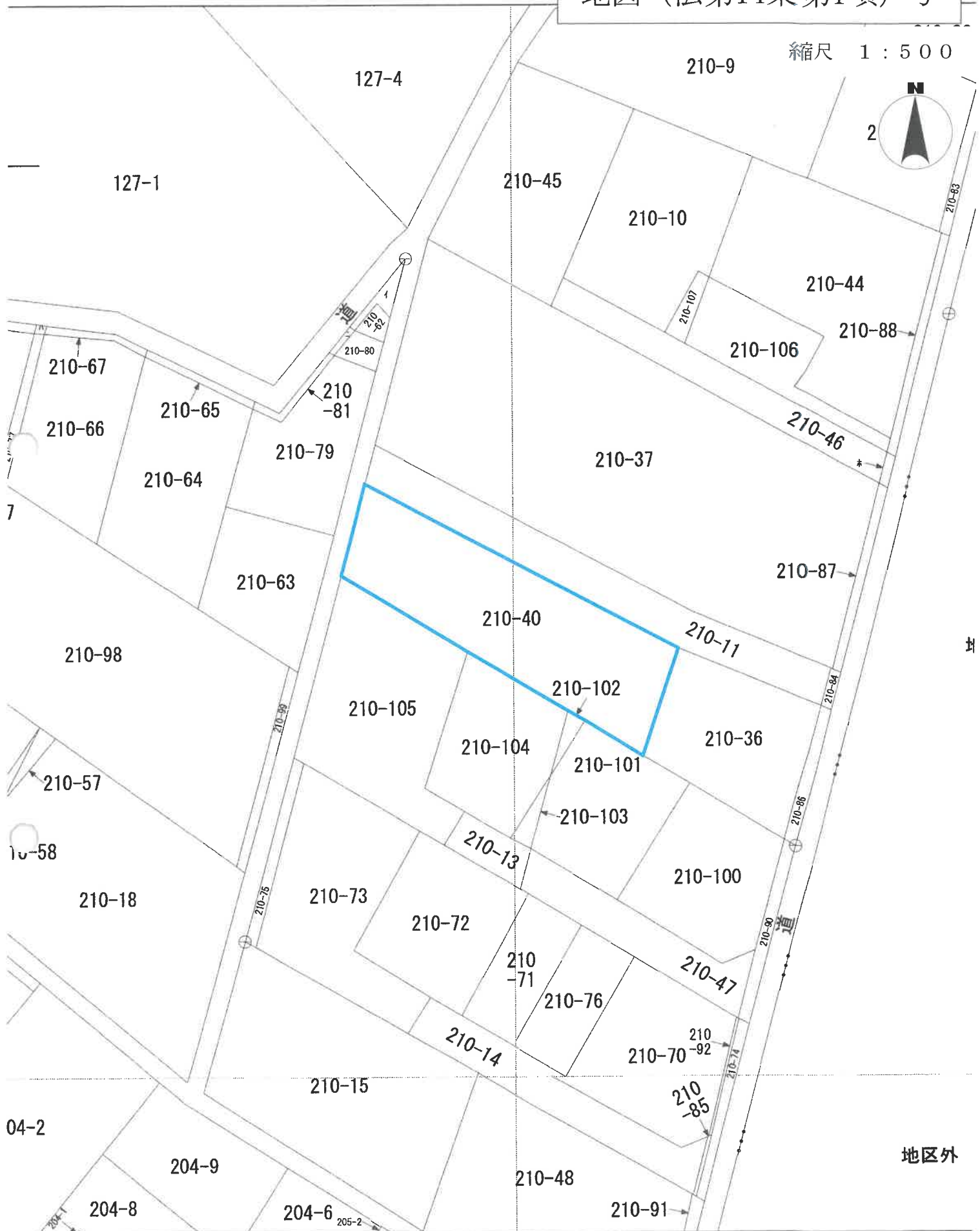
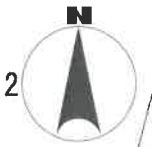
周辺見取図



国土地理院地図を加工して作成

地図（法第14条第1項）写

縮尺 1 : 500



地区外

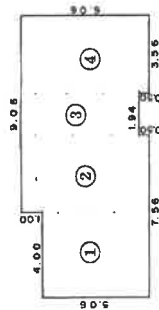
建物図面

家屋番号 210-40
建物の所在 水戸市中丸町字中丸210番地40

080337

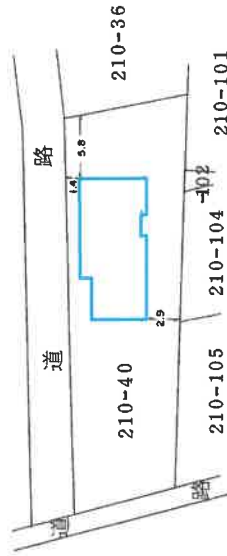
各階平面図

1 階



- ① $5.06 \times 4.00 = 20.2400$
- ② $6.06 \times 3.56 = 21.5736$
- ③ $5.56 \times 1.94 = 10.7864$
- ④ $6.06 \times 3.56 = 21.5736$
- 計 74.1736

床面積 74.17 m^2



2 階



- $6.06 \times 9.06 = 54.9036$
- 吹抜 $0.60 \times 0.60 = 0.3600 (-)$
- 計 54.5436

床面積 54.54 m^2

作製者

成 9 年 6 月 25 日 (作製)

縮尺 1/250

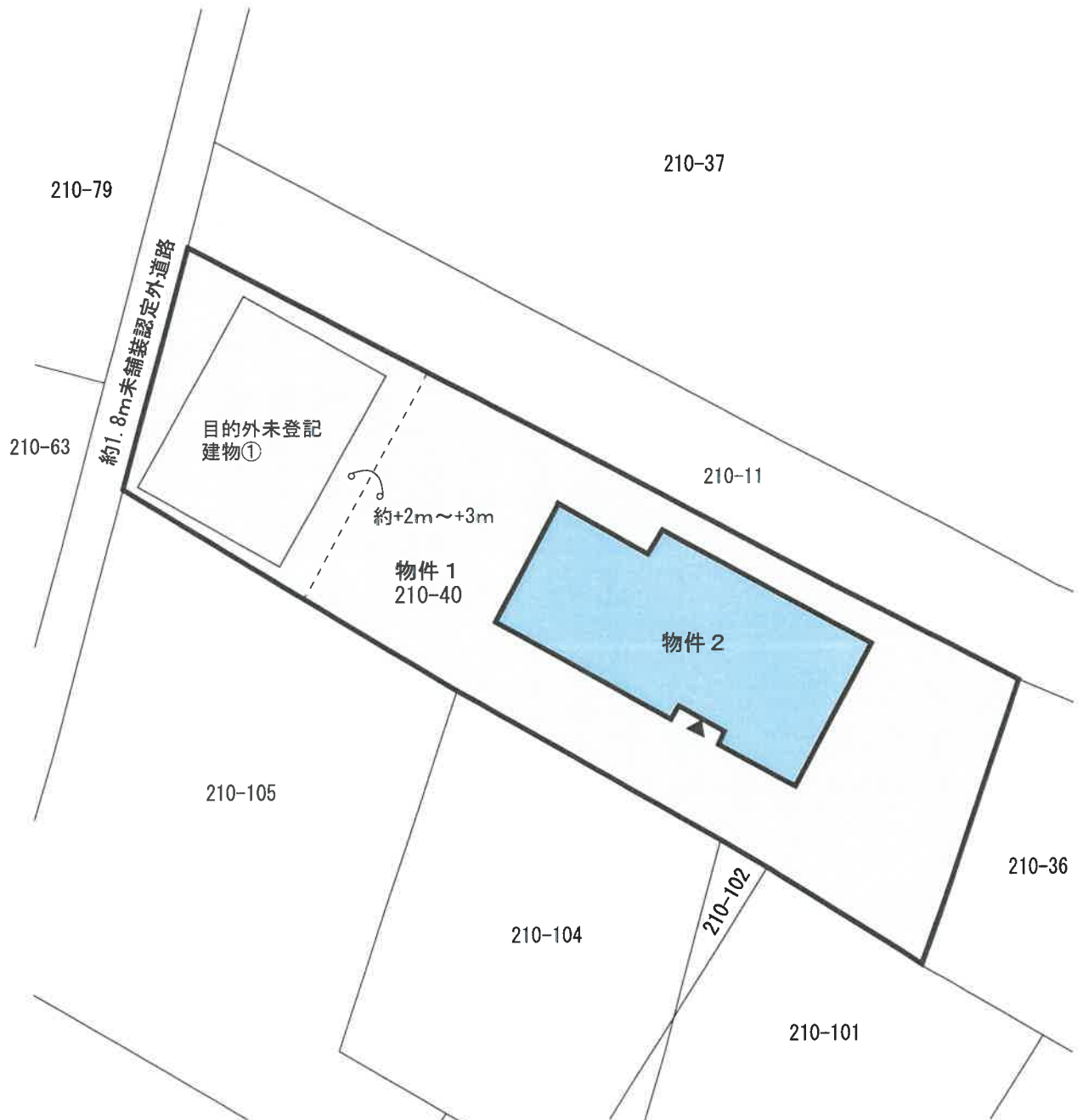
申請人

縮尺 1/500

A3版をA4版に縮小

土地建物位置関係図

事件番号	7年（ケ）110号
物件番号	1・2

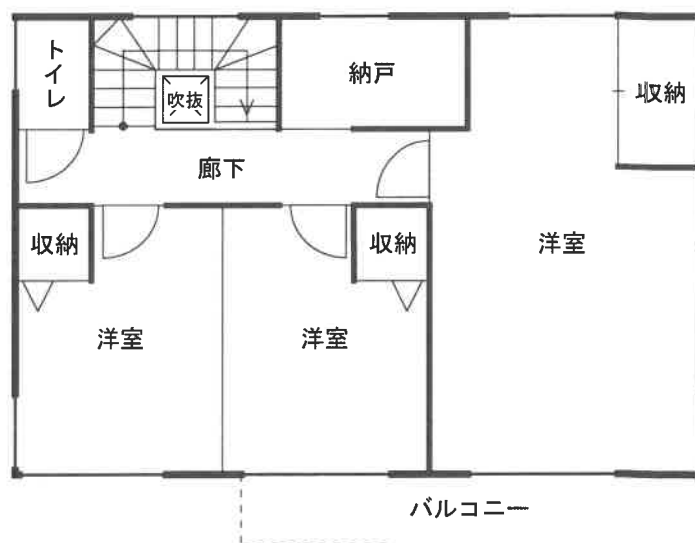


この図面は、
地図（法第14条第1項）及び現地調査等により作成した物件の形状・配置の概要図です。

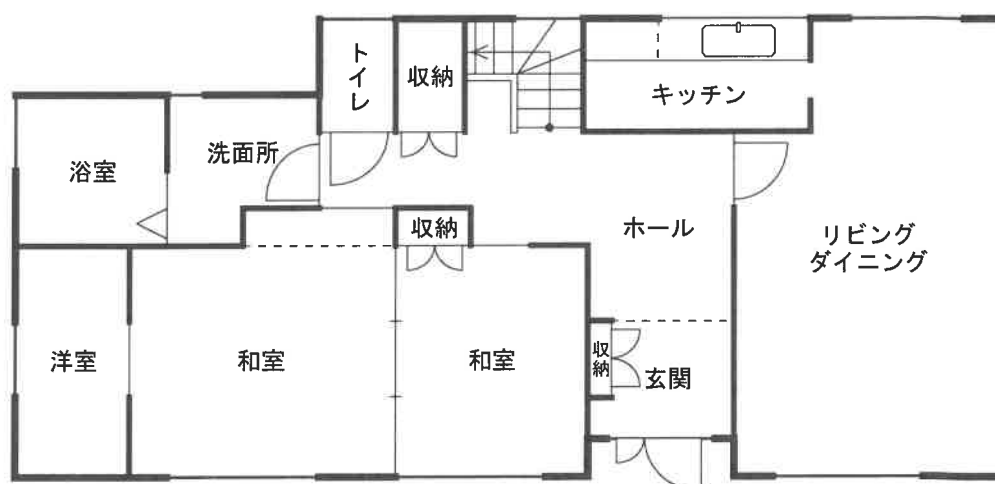
間 取 図

事件番号 7 年 (ケ) 1 1 0 号

物件番号 2



2 階 床面積 : 54.54㎡



1 階 床面積 : 74.17㎡

※間取図と現況が異なる場合は現況優先となります。
(建具等については一部推定)